

外部事業団体（組織）加盟に関する運用基準

第一条 （適用範囲）

この法人の定款に基づき実施される、事業達成に向けた外部事業団体等の加盟に関する取扱について、その運用基準を定める。

第二条 （加盟事業責任者）

外部事業団体加盟の実施にあたっては、あらかじめ、その事業全体の取り扱いについて管理を行う責任者（以下、加盟事業責任者とする）を決定する。

その事業内容が事業部所管の内容に該当する場合は当該事業部長、若しくは事業部長が指名した者とする。

なお、該当しない新規の場合は理事長が指名する。

第三条 （加盟団体の事業概要書の作成）

加盟事業責任者は、その加盟団体の事業取組みに関する内容を示す「加盟団体事業概要書」を作成する。

加盟団体事業概要書には、次の内容を含むものとする。（様式：加盟事業-1 参照）

- 1) 事業概要（事業の目的・範囲・内容・対象者）
- 2) 加盟にともなう費用
- 3) その他必要事項

第四条 （加盟団体事業概要の承認）

加盟事業責任者は、前条の概要について速やかに理事長に承認を受けるものとする。

第五条 （個別事業の実施）

支出を伴う個別事業実施（情報収集は除く）にあたっては、加盟事業責任者はこれに関与する会員等と事業の分担等について協議を行い、各々の担当範囲を取決めるものとし、「個別事業の計画と会計処理等に関する運用基準」（平成18年4月1日から施行）の事務処理に基づき、事業計画書の作成を行うものとする。

第六条 （その他）

加盟事業責任者は、この運用基準のみにて判断できない事項が生じたときは、専務理事と相談の上、その指示により実施するものとする。

附則

- 1) この運用基準は平成19年2月27日から施行する。

加盟団体事業概要				
担当事業部	事業部長	加盟事業責任者	作成日	承認
交流促進PJ	市川 恭治	近藤 和雄	平成19年02月27日	理事長
団体の名称	全国地産地消推進協議会 http://www.maff.go.jp/chisanchisyo/			
体 表 者 等	<p>【問い合わせ先】</p> <p>農林水産省生産局総務課生産振興推進室 担当：渡邊、増元 氏 代表：03-3502-8111（内線 3491,3495） 直通：03-3591-9707</p> <p>全国地産地消推進協議会 事務局 財団法人日本特産農産物協会 担当：鈴木、中村 氏 電話：03-3584-6845 FAX：03-3584-1757</p>			
加盟事業 団体活動 の概要	<p>(目的)</p> <p>地産地消を推進する関係者やその活動を支援する団体等により情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進することにより、ここの取組みをバックアップするとともに、地産地消の全国展開を図る。</p> <p>(事業内容)</p> <p><input type="checkbox"/>地産地消の推進についての情報交換 <input type="checkbox"/>地産地消の推進についてのノウハウ及び情報の提供 <input type="checkbox"/>地産地消優良活動の表彰 <input type="checkbox"/>その他、地産地消を推進するために必要な事業</p> <p>(対象者)</p> <p>地産地消に取り組む関係者やその活動を支援する団体等 (消費者・消費者団体、有識者、食品産業事業者、農業従事者・農業団体 地方公共団体 等)</p>			
加盟申請	平成19年2月28日			
会費等	<p>入会金 不要 年会費 不要</p>			
加盟の目的	事業内容に記載された「地産地消を推進するために必要な事業」の内、環境問題取組みに関する事業推進を実施。			
備考				

